佐賀県告示第290号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

令和８年11月２日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

１　保安林予定森林の所在場所

唐津市肥前町田野字土井ノ裏乙541番、乙542番２、乙545番、乙546番２

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

唐津市肥前町田野字土井ノ裏乙541番・乙542番２・乙545番・乙546番２（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及び唐津市農地林務課に備え置いて縦覧に供する。）